

議案第 号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年(2012年)9月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
宝塚市水道事業給水条例(昭和36年条例第25号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第25条関係) 別紙添付

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年12月1日以後にメーターの点検を行い算定する料金について適用する。





議案第 号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市水道事業給水条例新旧対照表

(改正案)

別表(第25条関係)

水道料金

区分	基本料金(1月につき)	従量料金(使用水量1立方メートルにつき)						
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
一般用(公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	13ミリメートル	800円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円	300立方メートルを超える分 260円
	20ミリメートル	1,000円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 20円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
	25ミリメートル	1,300円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 20円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
	30ミリメートル	4,000円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 120円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
	40ミリメートル	8,000円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 120円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
	50ミリメートル	16,000円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 120円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
	75ミリメートル	20,000円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 120円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
100ミリメートル	40,000円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 120円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円	
150ミリメートル	60,000円	1立方メートルから10立方メートルまでの分 120円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円	
200ミリメートル以上	別に管理者が定める。	1立方メートルから10立方メートルまでの分 120円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円	
公衆浴場用	2,000円							
臨時用	4,000円							
								50円
								400円

備考 用途適用基準は、別に管理者が定める。

(現行)
別表(第25条関係)
水道料金

区分	基本料金(1月につき)	従量料金(使用水量1立方メートルにつき)				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用(公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	13ミリメートル	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
	20ミリメートル	1立方メートルから20立方メートルまでの分 120円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 200円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分 220円	50立方メートルを超え300立方メートルまでの分 240円
	25ミリメートル	1,300円				
	30ミリメートル	4,000円				
	40ミリメートル	8,000円				
	50ミリメートル	16,000円				
	75ミリメートル	20,000円				
	100ミリメートル	40,000円				
	150ミリメートル	60,000円				
	200ミリメートル以上	別に管理者が定める。				
公衆浴場用	2,000円					
臨時用	4,000円					
						50円
						400円

備考 用途適用基準は、別に管理者が定める。

